

児童生徒の自殺予防に係る取組

「児童生徒の自殺予防に係る取組について」平成29年6月7日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知(29初児生第17号)より引用

岐阜県教育委員会 学校安全課

1 自殺予防に係る具体の取組について		前…長期休業開始前	中…長期休業期間中	後…長期休業期間後
(1) 学校における早期発見に向けた取組		いつ	どこで	どのように
① ・アンケート調査、教育相談等の実施による、悩みを抱える児童生徒の早期発見		前	学活、ホームルームなど	アンケート調査、教育相談など
② ・悩みを抱える児童生徒、いじめを受けた児童生徒や不登校の児童生徒等の様子の継続的な確認		前・中・後	登校日、部活動など	児童生徒の言動、教育相談、保護者への連絡、家庭訪問など
③ ・②の児童生徒の心身の状況の変化に注意 ・自殺企図の兆候(※1)が見られた場合、特定の教職員で抱え込まず、保護者、医療関係等と連携し、組織的に対応(※2)。		前・中・後	学校、家庭など	児童生徒の言動、教育相談、保護者への連絡、家庭訪問など
④ ・児童生徒に対する「24時間子供SOSダイヤル」をはじめとする相談窓口(※3)の周知徹底		前	学活、ホームルームなど	カードの配付、学校だより等に掲載など
(2) 保護者に対する家庭における見守りの依頼		いつ	どのように	
① ・長期休業期間中の児童生徒の家庭における見守りの依頼		前	学校・学年だより、メール、懇談等	
② ・児童生徒の悩みや変化を把握したら、積極的に学校に相談できるよう学校相談窓口の周知徹底		前・中・後	学校・学年だより、メール、懇談等	
③ ・保護者に対する、「24時間子供SOSダイヤル」(※3)等の相談窓口の周知徹底		前	学校・学年だより、メール、懇談等	
(3) 学校内外における集中的な見守り活動		いつ	どこで	どのように
・保護者、地域住民、関係機関等と連携し、学校内外における児童生徒の見守り強化 (駅や踏切など、自殺を企図する可能性が高い場所の見守り活動の実施が有効)		中・後	(例)駅や踏切など 自殺を企図する可能性が高い場所	地域における見守り活動等
2 自殺対策基本法第17条第3項に定める教育又は啓発の実施状況に係る調査結果について		いつ	どこで	
(1) 高等学校における取組の充実		適切な時期	職員研修等	
・高等学校における自殺予防教育の充実		適切な時期	職員研修等	
(2) 文部科学省が作成した教職員向け手引及び啓発教材の活用		適切な時期	職員研修等	
・「子供に伝えたい自殺予防(学校における自殺予防教育の手引き)」(平成26年7月 文部科学省)等を適切に活用した職員の研修等の実施		適切な時期	職員研修等	
(3) 自殺予防に向けた啓発の実施		適切な時期	職員研修等	
・児童生徒に対する、「24時間子供SOSダイヤル」をはじめとする相談窓口の周知を含め、自殺予防に向けた啓発の実施		適切な時期	学活、ホームルーム等	

※1、2 ・「教師が知っておきたい子どもの自殺予防(平成21年3月 文部科学省)」参照

※3 ・平成29年4月21日付け、学安第76号「電話相談窓口等の紹介について」参照